

令和7年度

# 全国労働衛生週間

本週間 10月1日～10月7日  
≪ 準備期間 9月1日～9月30日 ≫

9月は職場の健康診断  
実施強化月間です

- ・健康診断の実施
- ・健康診断後の事後措置
- ・健康診断の記録、保管
- ・保健指導



などを実施し、健康管理を推進しましょう！

## スローガン「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

※このスローガンは、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を目的としています。

### 令和7年度全国衛生週間の実施について

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的としています。昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で第76回目を迎えます。

全国の労働衛生を取り巻く現状は、労働人口の約3人に1人が何らかの病気を抱えながら働いています。厚生労働省が公表した令和6年度における過労死等事案の労災認定件数は1304件で、このうち、精神障害による労災認定件数は、**過去最大の1057件**となっています。また、化学物質による労働災害のうち、**約8割が個別規則の規制対象外**の物質によるものであること、石綿含有建築材を用いた建築物の解体は、2030年頃をピークに見込んでいるなど多岐に渡る課題があります。このような状況を踏まえ、各分野において、所要の法令改正を行うなど対策を強化するほか、令和5年度から第14次労働災害防止計画を進めているところです。

全国労働衛生週間を契機に職場の状況を見直し、自主的な労働衛生活動の推進を図りましょう。

[実施要綱などは厚生労働省 HP から確認できます](#)



### 電子申請の原則義務化について(よくある質問)

令和7年1月1日から労働者死傷病報告書や定期健康診断結果報告書など、一部の手続きについて電子申請が義務化されています。詳細は下記二次元コード(電子申請特設サイト)から確認をお願いします。なお、当分の間は経過措置により、書面による提出も可能です。

本件電子申請原則義務化の法令改正が施行されて、まだ1年以内であることから、様々な疑問点などが生じるかと思えます。労働局や各監督署へ寄せられた問い合わせの中から、よくある質問を取りまとめましたので、下記記事を参考にいただければ幸いです。



電子申請を行えば、オンラインで書類提出や申請が可能となります。



電子申請に関する特設サイトはこちら

#### 【労働局や監督署に寄せられるよくある質問】

- 「申請者情報」の氏名は誰の氏名にするのですか？
- 略図の添付ができないのですがどうすればいいですか？
- 法人番号はどのように確認すればよいですか？
- 申請後に不備が見つかった場合はどうしたらいいですか？



【こちらで詳しく解説しています。】

申請画面で入力するコード(傷病部位コード、傷病名コードなど)が分かりません。  
上記特設サイト内「コードの記入に当たってはこちら[1.9MB]をご参照ください。」からPDFファイルをダウンロードし、コード一覧をご確認ください。

- 受理印は押印してもらえますか？
- 電子受理印の押印対象データに電子受理印を押印して返戻します。(押印対象となっていない箇所には押印できません。)
- 事業場の業種コードが分かりません。
- 右の二次元コード先(e-stat)からコード一覧をご確認ください。
- 健康診断結果報告書を申請する場合に、産業医の署名や印鑑はどうすればよいですか？



【日本標準産業分類コード(政府統計総合窓口)e-statはこちらから】

産業医印鑑は必要ありません。署名も必要ありませんが、産業医が確認したことが分かるよう、記載欄に産業医の氏名を入力してください。また、実際に産業医が確認したことが分かるよう、メール等の記録を残していただくようお願いいたします。

- 死傷病報告の電子申請システムに不具合がある場合の問い合わせ先を教えてください。
- 電話かメールにて下記の電子申請ヘルプデスクにご連絡ください。
- 電話：03-5829-5921 (受付は、土・日・祝を除く 8:30～17:00)
- e-mail：chohyo-sup@grandunit.com



### 宮崎労働局 第14次労働災害防止推進計画(計画期間:令和5年度～令和9年度)

宮崎労働局は、労働者一人一人が安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指し、宮崎労働局第14次労働災害防止推進計画を策定しました。本計画では8つの重点事項を掲げていますが、特に労働衛生に関する重点事項は、

- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

上記、の重点事項に関して、労働局及び事業者が取り組む事項を示すとともに、取り組みの成果を評価するため、下記を目標として掲げています。

#### 労働者の健康確保対策の推進について(アウトプット指標)

- ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバルを導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに20%以上増加または80%以上とする。 など

#### (アウトカム指標)

- ・週の所定労働時間が40時間以上である労働者のうち、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合を2025年までに5%以下とする。 など

#### 化学物質による健康障害防止対策の推進

##### (アウトプット指標)

- ・労働安全衛生法に基づくラベル表示・安全データシート(SDS)の交付義務対象となっていないが、危険性または有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる。 など

##### (アウトカム指標)

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を第13次労働災害防止推進計画と比較して、5%以上減少させる。
- ・増加が見込まれる熱中症による死者数を第13次労働災害防止推進計画期間以下とする。



宮崎労働局  
14次防はこちら



## STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

- ・キャンペーン期間：5月1日～9月30日
- ・準備期間：4月
- ・重点取組期間：7月



県内の職場における熱中症の発生状況など



職場における熱中症予防情報(ポータルサイト)



チューイカン吉



主唱 宮崎労働局  
宮崎労働基準監督署  
延岡労働基準監督署  
都城労働基準監督署  
日南労働基準監督署

協賛 公益社団法人宮崎労働基準協会  
建設業労働災害防止協会宮崎県支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会 宮崎県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 宮崎県支部  
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 宮崎県支部  
宮崎産業保健総合支援センター

### 宮崎県産業安全衛生大会

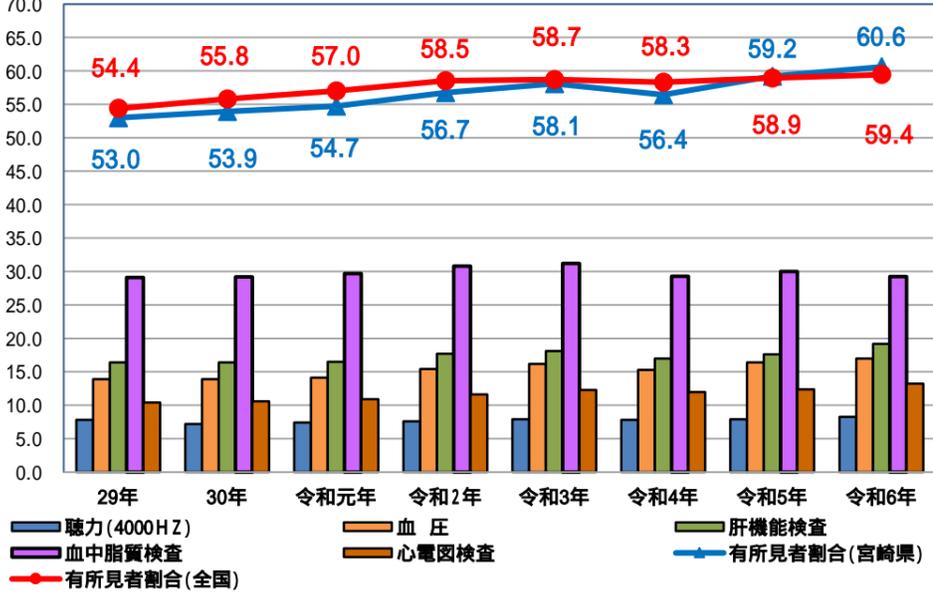
とき 令和7年11月12日(水) 13時30分～  
ところ 宮崎市佐土原総合文化センター

### 全国産業安全衛生大会 IN 大阪・近畿

2025 9.10 WED 12 FRI

# 宮崎県内における労働衛生の現状

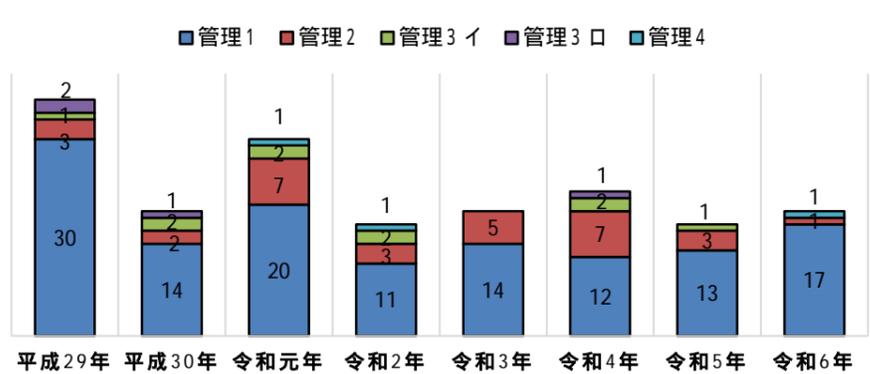
定期健康診断における有所見者の推移（全産業）



特殊健康診断の有所見率（%）（令和6年）

有害業務	宮崎県	全国平均	有害業務	宮崎県	全国平均
有機溶剤	3.0	3.1	高気圧障害	0	7.0
鉛	0.5	1.4	石綿	1.0	1.1
電離放射線	17.3	11.3	特定化学物質等	1.3	1.5

じん肺管理区分決定状況



定期健康診断の結果に基づく宮崎県内の有所見率は、全国平均より低い数値で推移していましたが、令和5年、令和6年と2年連続で全国平均値を上回りました。また、各特殊健康診断の結果をみると、宮崎県内の電離放射線健診の有所見率が全国平均よりも高くなっています。事業者は健康診断の結果、所見のあった者に対して、医師から意見聴取を行い、医師の意見に基づいた措置を行います。医師による意見聴取については、下記に詳しく記載しています。

県内の各業種における健診有所見率（令和6年）

業種	宮崎県平均	全国平均	全国平均との差
製造業	55.0	58.0	-3.0
建設業	69.3	65.1	4.2
運輸交通業	68.2	66.0	2.2
農林業	84.0	67.9	16.1
商業	70.6	62.9	7.7
保健衛生業	60.5	55.8	4.7
接客娯楽業	54.3	58.1	-3.8
その他の業種	62.6	59.9	2.7



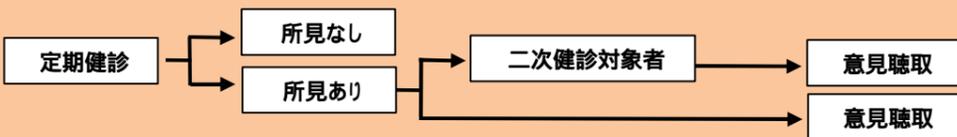
農林業、商業は有所見率が高くなっています！

業種別の有所見率について、全国平均値と比較したところ、「**農林業**」と「**商業**」における有所見率の高さが目立つ結果となりました。健診項目別にみると、**農林業**では聴力（4000Hz）、血圧、肝機能、血中脂質、血糖の各項目で20%以上の有所見率が認められ、また、**商業**では血圧と血中脂質で20%以上の有所見率が認められました。特に、**農林業**における聴力（4000Hz）の所見は、騒音性難聴を原因とするものと考えられることから、騒音性の高い器具を取り扱う場合には、騒音対策が確実に措置されているか、改めてご確認ください。また、**農林業、商業**いずれも血圧、血中脂質で高い有所見率となっていることから、今回の全国衛生週間を機に食生活や運動などの生活習慣を見直しましょう！

## 健康診断有所見者に対する就業上の意見聴取について

定期健康診断において何らかの所見がある（健診を行った医師の判断による）と診断された労働者については、医師から就業上の意見（これまでどおり働かせてもよいかどうかの意見）を聴かなければなりません。

【意見聴取までの流れ】



【就業上の意見の種類】

- 通常勤務
- 就業制限（残業制限など）
- 要休業

健康診断個人票に医師の意見を記載していないケースが目立ちます。

上記の意見聴取は労働安全衛生法第66条の4（労働安全衛生規則第51条の2）において事業者が義務付けられていることから、意見聴取を行っていない場合には法違反を指摘されることになります。

本条に係る法違反は、事業場の規模に関わらず、産業医の選任義務のない労働者数50名未満の事業場であっても成立します。このような場合には、地域産業保健センターを利用することにより、無料で医師による意見聴取を行うことができます（右の記事を参照）。

地産保の無料「意見聴取」については、各地域産業保健センターにお問い合わせください。



意見聴取の詳細（厚労省リーフレット）

## 50人未満の事業場におけるストレスチェック実施義務化について

これまで50人未満の規模の事業場におけるストレスチェックは、当分の間努力義務とされてきましたが、令和7年5月14日付け基発0514第1号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について」により、**努力義務とする特例規定が削除**されました（労働安全衛生法附則第4条関係）。

特例規定の削除により、「改正法の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」（令和10年度中）から義務化されます。

上記のとおり、義務化までには十分な期間を設けていますので、今のうちにストレスチェックの実施担当部署の決定や、実施方法の確認を行うようお願いいたします。

厚生労働省HP  
（メンタルヘルス対策）



働く人のメンタルヘルス  
ポータルサイト  
（こころの耳）



## 振動障害予防の健診を受けましょう

林業労働者（事業主は除く）は巡回健診の補助を受けられます。  
県内各地で順次実施、健診費用を一部助成、林災防非会員も対象  
お問い合わせ先 林災防宮崎県支部 電話：0985-24-7930

## 産業保健活動総合支援事業

宮崎産業保健総合支援センターのサービス内容

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。  
産業保健関係者に対する専門的研修等  
産業保健関係者からの専門的な相談への対応  
メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援  
治療と仕事の両立支援  
産業保健に関する情報提供・広報啓発  
事業者・労働者に対する啓発セミナー



産保センターHPはこちら



宮崎産業保健総合支援センター  
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階  
TEL 0985-62-2511

地域産業保健センターのサービス内容（労働者50名未満の事業場を対象）

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談  
健康診断の結果についての医師からの意見聴取  
長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導  
個別訪問指導による産業保健指導の実施



宮崎県中部地域産業保健センター  
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階  
TEL 0985-71-1069

宮崎県北地域産業保健センター  
延岡市出北6丁目1621（延岡市医師会内）  
TEL 0982-26-6901

宮崎県都城・西諸地域産業保健センター  
都城市姫城町8-23（都城市北諸郡医師会内）  
TEL 0986-22-0754

宮崎県南那珂地域産業保健センター  
日南市上平野町1-1-17（南那珂医師会内）  
TEL 0987-23-2951

## 石綿障害予防規則等の一部改正について

石綿によるばく露防止対策の強化を図ることを目的に、石綿障害予防規則等が改正され、段階的に施行されています。建築物の解体等を行う場合、あらかじめ、石綿等の使用の有無を調査する必要がありますが、令和5年10月1日より、石綿等の使用の有無を調査する者は、下記の要件が必要です。

- 特定建築物石綿含有建材調査者
- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅の住戸内に限定）
- 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- 船舶の事前調査は上記とは別の要件を満たす必要があることにご注意ください。
- 令和8年1月1日からは、工作物の解体等に係る事前調査者の要件が求められます。

【石綿の関係法令はこちら】 【工作物調査者通達はこちら】 【工作物事前調査者要件はこちら】



（厚生労働省HP）（令和5年1月12日付け基発0112第2号）（省令改正関係資料）

## 宮崎で開催予定の建築物石綿含有建材調査者講習

県内で開催される石綿含有建材調査者講習は、（公社）宮崎労働基準協会、建設業労働災害防止協会宮崎県支部（建災防）において下記の日程で開催予定です。  
（宮崎労働基準協会）宮崎市で開催：9月29日、30日 11月18日、19日  
（建災防宮崎県支部）宮崎市で開催：令和8年3月17日、18日

【お問い合わせ先】  
宮崎労働基準協会 0985-25-1853  
建災防 宮崎県支部 0985-20-8610



【宮崎労働基準協会HP】 【建災防宮崎県支部HP】